

計画作成年度	平成26年度
計画主体	高知県四万十市

四万十市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 四万十市 農林課
所在地 高知県四万十市中村大橋通 4-10
電話番号 0880-34-1111
FAX番号 0880-34-0478
メールアドレス

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	高知県 四万十市（中村地域・西土佐地域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	(中村地域)		
	水稻	43.66ha	2,944千円
	果樹	21.45ha	1,543千円
	野菜等	57.75ha	2,874千円
	(西土佐地域)		
	水稻	2.92ha	797千円
果樹	0.20ha	314千円	
野菜等	0.73ha	2,506千円	
シカ	(中村地域)		
	水稻	15.78ha	812千円
	果樹	29.40ha	3,221千円
	野菜等	33.15ha	16,274千円
	植林	108.90ha	8,292千円
	(西土佐地域)		
	水稻	0.06ha	18千円
	果樹	1.41ha	2,201千円
野菜	3.39ha	4,453千円	
植林	162.07ha	15,445千円	
サル	(中村地域)		
	水稻	3.91ha	400千円
	果樹	5.31ha	534千円
	野菜等	18.53ha	2,348千円
	(西土佐地域)		
	水稻	0.18ha	40千円
果樹	0.40ha	629千円	
野菜	0.73ha	2,506千円	

カラス	(中村地域)		
	果樹	8.52ha	813千円
	野菜等	7.89ha	822千円
	(西土佐地域)		
	果樹	4.35ha	637千円
	野菜	4.17ha	470千円

(2) 被害の傾向

①イノシシ	<p>四万十市山間地域内のほぼ全域に生息しており、有害駆除での捕獲実績や被害状況をみると、ここ数年、生息数が急増していると思われる。</p> <p>芋類・野菜の収穫期（9・10月）に被害が集中するが、特に水稻の収穫期前（7月～9月）における食害及び踏み倒しの被害が目立つ。</p>
②シカ	<p>四万十市山間地域内のほぼ全域に生息しており、捕獲実績をみると生息数は近年高止まりの傾向が見られたが、ここ数年は急激な増加傾向にある。</p> <p>通年被害が発生しており、被害範囲も拡大している。果樹・野菜のみならず、飼料作物や植林に対する被害も多く、作物の生育期における食害及び剥皮によって作物の成長を阻害している。</p>
③サル	<p>中村地域では、江ノ村、間、森沢、勝間、川登地区から、西土佐地域においては、奥屋内・大宮・下家地・中家地・西ケ方地区で出没し、果樹や野菜を中心に被害の報告がある。防護柵での被害防止が困難で、捕獲により被害を防止するしかないのが現状である。</p>
④カラス	<p>四万十市のほぼ全域に生息しており、主に果物や野菜を中心に被害の報告がある。防除が困難であり一年間を通して被害が発生している現状である。</p>

(3) 四万十市被害の軽減目標（中村地域）

指標	現状値（平成25年度）		目標値（平成29年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	122.86ha	7,361千円	86.0ha	5,152千円
シカ	187.23ha	28,599千円	134.0ha	20,019千円
サル	27.75ha	3,282千円	19.0ha	2,297千円
カラス	16.41ha	1,635千円	11.0ha	1,144千円

四万十市被害の軽減目標（西土佐地域）

指標	現状値（平成25年度）		目標値（平成29年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	3.85ha	3,617千円	2.6ha	2,531千円
シカ	166.93ha	22,117千円	116.0ha	15,481千円
サル	1.31ha	3,175千円	0.9ha	2,222千円
カラス	8.52ha	1,107千円	5.9ha	774千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	四万十市では、猟友会と連携することで捕獲を実施しており、捕獲期間についても通年実施している。また四万十市ではシカの被害増加に対応し19年度から県事業と併せて猟期中のシカの捕獲についても報償金を交付しており、実績は上がってきている。	課題としては、狩猟者の高齢化による捕獲者の減少がある。高知県では狩猟免許の取得者の推進の為に試験日を増やすなどの対応もしているが、思うように増えていないのが現状である。引き続き県との連携をとりながらPRをする必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	四万十市内のほぼ全域において、国や県、市単独事業等の事業により防護柵（金網柵・電気柵等）の設置を進めている。	防護柵の設置により被害は確実に減少するものの、隣接地域へ害獣が移動し、被害を発生させるケースも多く、防護柵による防除と並行し、捕獲による対策も積極的にとる必要がある。

(5) 今後の取組方針

現在、各種対策を講じているが、獣種の多様化及び被害範囲の拡大に捕獲・防護柵等の防止対策が追いついていない状態である。

前項の課題を踏まえ、四万十市農林課職員で構成される鳥獣被害対策実施隊を中心として下記の取組について実施し、複合的かつ効果的に被害を防ぎ、それらの普及推進に努める。

- ①鳥獣害に対する意識改革による被害防止環境の整備
- ②捕獲及び防護柵設置等の複合的な対策の強化・推進
- ③先進的な防止対策の研究・普及
- ④近隣市町との連携による捕獲等の実施
- ⑤地域農業者の中で担い手に対する狩猟免許取得の推進
- ⑥有害獣の生息状況調査の実施
- ⑦有害獣肉加工の研究・販売強化

また、平成24年度より高知県の実施する『野生鳥獣に強い集落づくり事業』を行っている（平成24年度は東富山地区、平成26年度は田野川甲地区）。これを周辺地域に普及し、野生鳥獣の生息環境管理を行い、野生鳥獣を集落に寄せ付けない対策を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

引き続き、鳥獣被害対策実施隊と市内猟友会との連携により、捕獲班による捕獲を実施する。また、鳥獣被害対策実施隊員のうち、主に対象鳥獣の捕獲に従事する者を対象鳥獣捕獲員に任命する。
 なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(3)のとおり。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度	イノシシ シカ サル カラス	狩猟者確保のため、住民（特に認定農業者等担い手農家を中心）に対する試験開催等の周知を行い免許取得を推進する。併せて、講習会等に参加し捕獲技術の向上及び普及に努める。 また、捕獲機材（箱わな・捕獲檻）については、新規導入を行いながら既存のものを更に効果的、かつ、効率的に活用するよう猟友会及び集落と連携する。
28年度	イノシシ シカ サル カラス	狩猟者確保のため、住民（特に認定農業者等担い手農家を中心）に対する試験開催等の周知を行い免許取得を推進する。併せて、講習会等に参加し捕獲技術の向上及び普及に努める。 また、捕獲機材（箱わな・捕獲檻）については、新規導入を行いながら既存のものを更に効果的、かつ、効率的に活用するよう猟友会及び集落と連携する。
29年度	イノシシ シカ サル カラス	狩猟者確保のため、住民（特に認定農業者等担い手農家を中心）に対する試験開催等の周知を行い免許取得を推進する。併せて、講習会等に参加し捕獲技術の向上及び普及に努める。 また、捕獲機材（箱わな・捕獲檻）については、新規導入を行いながら既存のものを更に効果的、かつ、効率的に活用するよう猟友会及び集落と連携する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ 近年、当市ではイノシシが異常繁殖し、農作物や森林に多大な被害を及ぼしている（捕獲実績は、平成22年度976頭、平成23年度1,122頭、平成24年度1,248頭、平成25年度1,639頭）。また、特に市内の中村地域を中心に生息密度が高いことなどから、継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数を2,000頭とする。 ただし「高知県イノシシ保護管理計画」との整合性を考慮するものとする。</p> <p>② シカ 近年、当市ではシカが異常繁殖し、農作物や森林に多大な被害を及ぼしている（捕獲実績は、平成22年度2,383頭（内有害948頭）、平成23年度2,558頭（内有害1,143頭）、平成24年度2,956頭（内有害1,456頭）、平成25年度3,884頭（内有害2,089頭））。また、近年では市内の中村地域を中心に生息密度が高いことなどから、捕獲目標頭数を5,900頭（内、有害捕獲分2,800頭）とする。 ただし、「高知県ニホンジカ保護管理計画」との整合性を考慮するものとする。</p>

③ サル

サルについては、四万十市内山間部を中心に依然として被害が継続している（捕獲実績は、平成22年度48頭、平成23年度60頭、平成24年度69頭、平成25年度59頭）。捕獲計画数は100頭とする。

④ カラス

カラスについては、四万十市のほぼ全域で被害が発生している。捕獲計画頭数は平成26年度予察計画におけるカラスの年間捕獲予定羽数と同数とする。

対象鳥獣		捕獲計画数等		
		27年度	28年度	29年度
イノシシ	中村地域	1,500	1,500	1,500
	西土佐地域	500	500	500
シカ	中村地域	2,950 (内、有害捕獲分1,400)	2,950 (内、有害捕獲分1,400)	2,950 (内、有害捕獲分1,400)
	西土佐地域	2,950 (内、有害捕獲分1,400)	2,950 (内、有害捕獲分1,400)	2,950 (内、有害捕獲分1,400)
サル	中村地域	40	40	40
	西土佐地域	60	60	60
カラス	中村地域 西土佐地域	300	300	300

捕獲等の取組内容

捕獲については、予察計画により引き続き四万十市内全域で、ほぼ通年捕獲を実施するとともに、効率的、かつ効果的な場所での捕獲を実施するよう猟友会と協議・検討を行う。また、捕獲手段については、銃猟、わな猟等による。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画（中村地域）

対象鳥獣	整備内容					
	27年度		28年度		29年度	
イノシシ シカ (併用)	電気柵	7,000m	電気柵	7,000m	電気柵	7,000m
	金網柵	112,000m	金網柵	112,000m	金網柵	112,000m
	その他	1,000m	その他	1,000m	その他	1,000m
サル	—	—	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—	—	—

侵入防止柵の整備計画（西土佐地域）

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ シカ (併用)	金網柵 4,000m	金網柵 4,000m	金網柵 4,000m
サル	—	—	—
カラス	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27年度	イノシシ シカ サル カラス	各種団体主催の研修会等への参加呼びかけ、集落単位での鳥獣害防止環境整備のための研修会の実施、追い上げ・追い払い活動の講習会等を実施し、それぞれで効果的、かつ、住民が主体となった防止活動を行えるよう支援する。 また、野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備に取り組む。
28年度	イノシシ シカ サル カラス	各種団体主催の研修会等への参加呼びかけ、集落単位での鳥獣害防止環境整備のための研修会の実施、追い上げ・追い払い活動の講習会等を実施し、それぞれで効果的、かつ、住民が主体となった防止活動を行えるよう支援する。 また、野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備に取り組む。
29年度	イノシシ シカ サル カラス	各種団体主催の研修会等への参加呼びかけ、集落単位での鳥獣害防止環境整備のための研修会の実施、追い上げ・追い払い活動の講習会等を実施し、それぞれで効果的、かつ、住民が主体となった防止活動を行えるよう支援する。 また、野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境整備に取り組む。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

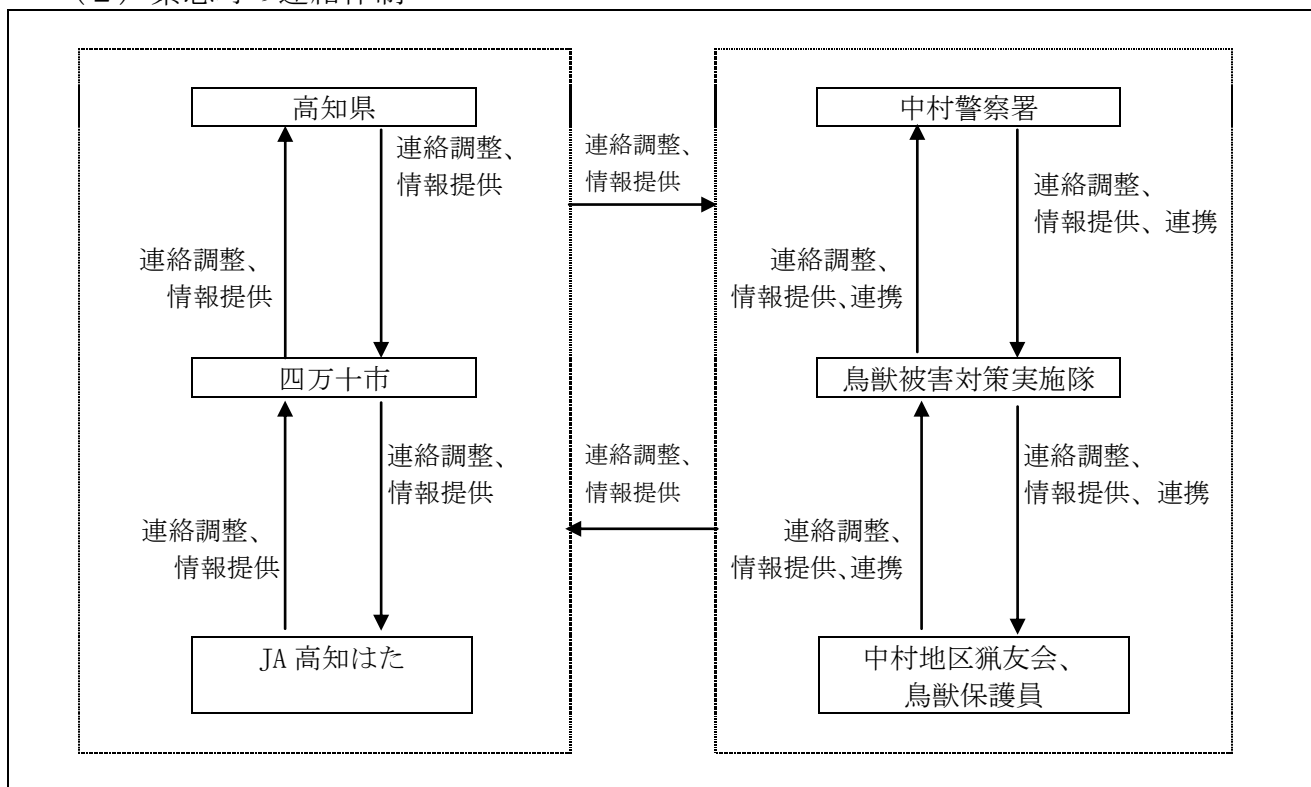
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
四万十市農林課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
JA 高知はた	地域巡回、情報収集・提供
中村警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
中村地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整
鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣被害実施隊	地域巡回、情報収集・提供、出動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	四万十市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
四万十市	事務局担当：協議会に関する連絡・調整
JA高知はた	地域巡回・被害等の情報提供
中村市森林組合	地域巡回・被害等の情報提供
西土佐村森林組合	地域巡回・被害等の情報提供
四万十川中央漁協	地域巡回・被害等の情報提供
四万十川西部漁協	地域巡回・被害等の情報提供
中村地区猟友会	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
猟友会西土佐地区代表	有害鳥獣に関する情報提供・捕獲の実施
鳥獣保護員（中村地区）	地域巡回・有害鳥獣に関する情報提供
鳥獣保護員（西土佐地区）	地域巡回・有害鳥獣に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
四万十農業共済組合	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導

四万十森林管理署	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導
高知県鳥獣対策課	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導
高知県幡多林業事務所	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導
幡多農業振興センター	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・有害鳥獣防止に関する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>設置日:平成 25 年 1 月 18 日設立 任 期:1 年 構 成:隊長 1 名、副隊長 1 名を置く 人 数:市職員9名(うち、対象鳥獣捕獲員2名) 実施隊が行う被害防止施策:被害防除における指導・助言、対象鳥獣の捕獲等 事務局:四万十市農林課</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>現在、しまんとのもり組合で有害獣肉を利用した商品の開発・加工・販売を行っており、今後も継続して販路の拡大のためPR活動等を実施する。また、有害獣肉の安定的な供給を目指し、四万十市で捕獲された有害獣の引き受けを行う。 そのほか、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないよう埋設等により適切な処理を実施する。</p>
--

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>被害の防止対策に関し、関係機関と連携し、講演、現地研修、情報交換会等を開催する。</p>
